

再意見書

平成 22 年 3 月 9 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 2 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

このたびは、「東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)&西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)(以下、NTT 東日本及び NTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(以下、「本変更案」という。)に対する再意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. NGN 接続料の改定について

(1)NTT-NGN 接続料算定方式全般について

意見提出者:KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)

NGNの接続料算定の在り方を検討するにあたっては、レガシー系サービスからNGNへの需要の移行期にあることを踏まえ、電話のみならず専用線等を含むサービス全体を対象として議論することが重要です。

そのため、まずNTTがコア・ネットワークのNGNへの移行計画を開示することが必須であり、NTTの新旧のネットワーク全体でコストを把握して接続料の算定方法を見直し、公正な競争環境を維持する必要があります。

なお、NGNはレガシー系サービスからの需要の移行期にあるため、NGNに関する接続ルールは固定的なものせず、適時適切に段階を追って見直していくことが必要です。

KDDI 殿が述べるとおり、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料算定の在り方を検討するにあたっては、レガシー系サービスからの需要の移行期にあることを踏まえ、電話のみならず専用線等を含むサービス全体を対象として議論することが必要です。

例えば電話サービスであれば、レガシー系サービスとIP系サービスとのハイブリッドモデルによるコスト算定を行う等、NTT 東西殿の新旧のネットワーク全体でコスト把握した接続料算定方式に見直すべきと考えます。

そのために、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場を早期に立ち上げ、接続料算定の在り方について総合的に見直すための継続した議論が行われることを要望します。

(2)長期の将来原価方式の採用について

意見提出者:KDDI

NGNは今後需要の増加が見込まれるサービスであることに配慮し、算定期間を複数年とする将来原価方式の採用を含めて算定方法を見直す等により、接続料水準の更なる低廉化を図るべきと考えます。

KDDI 殿が述べるとおり、PSTN から NTT-NGN への移行等を踏まえ、NTT-NGN は今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることに鑑み、将来原価方式にて接続料を算定する場合には、算定対象期間を例えば 5 年間とする等、長期の算定期間を採用し、接続料水準の更なる低廉化を図るべきと考えます。

(3)コストドライバの今後の在り方

意見提出者: KDDI

(2)設備別コストの関係する機能への配賦について

中継ルータや伝送路、SIPサーバといった複数の機能にまたがって利用される設備のコスト配賦にあたっては、NTT東・西の利用部門や接続事業者による機能の利用動向によって各機能に配賦されるコストが大きく変動する可能性があることに留意する必要があります。そのため、接続料水準の予見性を確保する観点から、配賦に際してどのようなコストドライバを用いるかについては、長期的な視点に立って柔軟な見直しを行い、各機能の接続料水準が年度によって大きく上下しないよう配慮すべきです。

本変更案に対する弊社共意見書(平成 22 年 2 月 18 日提出)で述べたとおり、まずは現状把握可能な 2009 年度上期のトラヒックデータから、想定トラヒック比、及びポート実績トラヒック比を算出し、本変更案のポート容量比と比較する等、コストドライバの在り方について検証を深めることが必要です。そのうえで採用すべきコストドライバについては、KDDI 殿が述べるとおり、柔軟な見直しを行うことが必要と考えます。

(4)帯域等換算係数及び QoS の加味の適正性

意見提出者: KDDI

QoSと帯域換算の加味についても、NGNへの移行状況や市場の動向を踏まえて、適時・適切に見直しを行う必要があると考えます。

帯域等換算係数及び QoS の加味については、引き続き検討を深めることが必要であり、本変更案の検討に際しては、まずは帯域等換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表の上、当該係数の採用の妥当性について検証すべきと考えます。

2. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置について

(1)FTTH サービスの屋内配線に係る使用料等の設定について

①網使用料について

意見提出者: KDDI

屋内配線の網使用料は、NTT東・西の光信号分岐端末回線(平均的使用期間15年)と一体として引き通し形態により設置される屋内配線に適用されます。

したがって、屋内配線の平均的な使用期間は、申請案の10年ではなく光信号分岐端末回線と同じ15年に見直し、網使用料を算定し直すべきと考えます。

KDDI 殿が述べるとおり、屋内配線については光信号分岐端末回線と引き通し形態により一体を使用することを考慮すると、屋内配線の使用期間については光信号分岐端末回線の接続料算定に使われる経済的耐用年数の 15 年と同じ期間であるべきです。

また、弊社共では光ファイバの経済的耐用年数については、以前より耐用年数の長期化へ見直しをおこなうべきと主張してきておりますが、平成 20 年 1 月 29 日付情報通信審議会答申「接続料規則等の一部改正について」の答申時の審議会の考え方においては「光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である」とされているところであり、光ファイバの経済的耐用年数については、別途、検討の場を設け、経済的耐用年数の推計方法の検討を開始すべきと考えます。

②工事費について

意見提出者: KDDI

引き通し形態では、光信号分岐端末回線と屋内配線が一体として同時に工事されることを考慮して、既に接続約款に規定されている光信号分岐端末回線接続工事費・光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費や、接続約款の料金表第 4 表第 2 (光信号引込等設備の撤去に係る負担額) に規定される (光信号引込等設備の取得固定資産価額) 等を勘案し、重複するもの・不要なものを控除して工事費を設定する必要があると考えます。

具体的には、申請案の光屋内配線工事費は、工事人員の移動に係る費用・工事作業に係る費用・光ファイバケーブル等の物品費等において、重複しているものがあれば不適切であり、これらを控除して算定し直すべきと考えます。

また、引き通し形態では、光信号分岐端末回線収容キャビネットは設置されないため、工事費を適用すべきではないと考えます。同様に、光信号端末回線に係る加算料についても、キャビネットありの料金を適用すべきではないと考えます。

KDDI 殿が述べるとおり、引き通し形態での工事費は、重複するもの・不要なものを控除して設定される必要があると考えますが、現状公表されている網使用料算定根拠のみでは、重複する項目の有無を検証することができません。

従って、NTT 東西殿は光信号分岐端末回線接続工事費と屋内配線工事費で重複する費用が含まれていないか検証できるよう、費用内訳を公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。

また、KDDI 殿が指摘しているとおり、引き通し形態での工事において収容キャビネットは設置されないため、工事料金及び光信号端末回線に係る加算についてはキャビネットありの料金は適用すべきではないと考えます。

③無効派遣費用について

意見提出者：イー・アクセス株式会社（以下、「イー・アクセス」という。）及びイー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」という。）

無効派遣費用については「派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額」とされておりますが、これでは当該費用の妥当性の確認が都度必要となり予見性も確保されないため、現行の他派遣工事における運用実績等を参考にして、具体的な単金を設定すべきであると考えます。

イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が述べるとおり、無効派遣費用は作業単金×作業時間より算出しており、接続事業者において当該費用の妥当性の確認が個別に発生します。また、無効派遣費用の額について接続事業者は事前に把握することができません。従って、接続事業者が費用負担の予見性を確保できるよう、NTT 東西殿はメタル回線等の派遣工事等より費用を算定し、単金を設定すべきと考えます。

(2)波長分割多重装置に係る中継ダークファイバの手続等について

①接続料及び網改造費用の予見性について

意見提出者：KDDI

分波光変換装置は網改造料により接続事業者が個別に負担することとされていますが、具体的な金額が不明であり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保できない

意見提出者：イー・アクセス及びイー・モバイル

該当接続料は区間ごとに異なるため、申込事業者側としては各申込手続き前に料金額の予測を行うことは困難

意見提出者：株式会社ウィルコム（以下、「ウィルコム」という。）

特別光信号中継伝送機能に係る区間ごとの接続料について算定式が規定されていますが料金水準を事前に想定することさえ出来ず、しかもその概算額を把握するための情報調査手続に係る費用は、NTT 東西殿の作業時間の応じた実費とされ、これも接続事業者は事前に把握できません。

特別光信号中継回線に係る接続料や分波光変換装置に係る網改造料については、接続約款に計算式が記載されているのみであり、接続事業者が負担額を把握できません。

従って、事前に負担額を想定し計画的にネットワークを構築するためにも NTT 東西殿は例示等により負担額の目安を示すべきと考えます。

②情報開示について

意見提出者：イー・アクセス及びイー・モバイル

WDM 装置に係る情報については(中略)、以下のような情報開示ルールの整備が必要不可欠であると考えます。

・中継ダークファイバ C ランク(20 芯未満～1 芯以上)区間における WDM 装置の設置の有無

意見提出者：ウィルコム

未利用芯線が少ない C ランク区間等においても(中略)、接続事業者の利用希望芯線数を満たさず構成の再検討等を要する事例が、現に発生しております。

接続事業者向けの開示情報の HP において、接続可能な中継ダークファイバが 1 芯しかない場合でも「C ランク」と表示されますが、その場合、接続事業者が 2 芯で接続したい場合は接続できず実質的に「D ランク」と同じです。従って、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿及びウィルコム殿が述べるとおり、接続事業者が速やかに NW 構成の再検討を実施するためにも、少なくとも C ランク区間における WDM 装置の設置有無については情報を開示すべきです。

なお、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についての答申」(平成 21 年 10 月 16 日公表)にあるとおり、「WDM 装置の設置区間か否かの情報の事前開示にはそれほどコスト・時間を要しない」とされていることから、WDM 設置の有無の開示は C ランク区間に係らず全てのランクにおいてその情報を開示することがあるべき姿と考えます。

③特別光信号中継回線に係る提供可能時期等に回答期間について

意見提出者：KDDI

特別光信号中継回線(WDM装置が設置されている中継ダークファイバ)に係る線路設備調査の回答期限が6週間以内とされていますが、一般光信号中継回線(既存の中継ダークファイバ)と同等の3週間以内とすべきと考えます。

意見提出者：イー・アクセス及びイー・モバイル

中継ダークファイバの場合は、申込から回答までの期間が 3 週間以内となっているところ、WDM については 6 週間

KDDI 殿、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が述べるとおり、本変更案において、特別光信号中継回線に係る申込から提供可能時期の回答までの期間として、「6 週間以内」と一般光信号中継回線の 3 週間と比して 2 倍も長く規定されていますが、回答までにこうした長期間を要すると、約 1 ヶ月半もの間、接続事業者はお客様に提供可否や提供時期のご案内をすることができず、ユーザの利便性の観点から大きな問題があります。

従って、現状のユーザ利便性を維持するために、特別光信号中継回線に係る申込から提供可能時期の回答までの期間は、一般光信号中継回線と同等の3週間以内に設定されるべきと考えます。

(3)中継ダークファイバの異経路構成等に係る確認調査/接続の申込等について

意見提出者:イー・アクセス及びイー・モバイル

調査を検討する事業者にとっては調査期間や調査費の規模を事前に把握する手段がありません。そのため今後の実績をサンプルに調査期間の例示を行うこと等により、更なる利用促進の取り組みが引き続き必要であると考えます。

意見提出者:KDDI

NTT 東・西は、モデルケースを用いる等により、条件に確認に係る期間、確認調査にかかる期間及び費用等の目安を示すべきと考えます。

KDDI 殿が述べるとおり、接続事業者は異経路の調査費用や調査に係る期間について、事前に把握することができません。従って、接続事業者が費用負担及び調査期間の予見性を確保し、計画的にネットワークを構築できるよう、NTT 東西殿においては調査内容ごとに調査費用や期間などの目安を示すべきと考えます。

以上